

# 【速報】上海市の最低賃金の変更について

3月22日、上海市人力資源と社会保障局より2019年4月1日より適用される『最低賃金』が発表されました。また、従来上海市では、4月1日より社会保険料の基数が変更されていますが、今年からは住宅積立金の基数についても4月1日から変更されることとされています。今回は、4月1日から変更になる上海市の最低賃金と社会保険料及び住宅積立金の基数について説明します。

## 1. 『最低賃金』の変更

中国では、『最低賃金』は省（及び直轄市）ごとに確定されます。直轄市である上海市では、『最低賃金』は一律に設定されますが、省においては、省の中の各都市を一定の基準で分類し、この分類ごとに『最低賃金』が設定されるのが一般的です。

会社は、賃金の支給に当たって、個人が負担すべき社会保険料や個人所得税を会社が源泉徴収、納付しなければなりません。『最低賃金』として規定される賃金は、これら社会保険料や個人所得税を控除した後の手取金額を意味します。

そのため、会社の従業員に対する最低限の給料負担額は、『最低賃金』に社会保険料（住宅積立金を含む）の個人負担額、及び個人所得税額を加算した金額となります。

### ■2019年4月1日から適用される上海市の最低賃金と会社の給料負担額

最低限の給料負担額	～2019.03.31	2019.04.01～
最低賃金	2,420 RMB	2,480 RMB
個人負担の社会保険料(10.5%)の最低限度額	449 RMB	494 RMB
個人負担の住宅積立金(7%)の最低限度額(※1)	170 RMB	174 RMB
個人所得税	0 RMB	0 RMB
会社の給料負担額(給料総額)	3,030 RMB	3,148 RMB

(※1) 住宅積立金の最低限度額は前々年度の最低賃金を基数として算出される金額となりますが、通常の雇用においては適用されることのない金額であるものと考えられるため、当年度の最低賃金を基礎として計算しております。

## 2. 社会保険料の基数の変更

上海市では、今年から毎年4月1日に社会保険料、住宅積立金の基数が変更されることとなりましたが、この基数は、各個人が前年（1月1日～12月31日）に支給を受けた賃金（以下、「年収」とします。）の月平均の金額とされます。年収には、賞与や特別一時金、残業代や諸手当も含まれます。

一方、社会保険料の基数の最上限及び最低限について、上海市では、上海市の前年の『平均月額賃金』の3倍を基数の最上限に、60%を最下限に設定しています。この『平均月額賃金』は、統計局が発表する前年の『平均賃金』を基に12ヶ月で按分して計算され、毎年基数が変更される4月1日以前に人力資源と社会保障局より発表されます。また、住宅積立金の基数の最上限及び最低限については、上海市では、上海市の前々年の『平均月額賃金』の3倍を基数の最上限に、前々年度の最低賃金を最低限に設定しています。

### 3. 従業員の雇用にかかる最低限の人件費の変動

会社が上海で従業員を一人採用することにより発生する人件費の最低限度額は、上記の「会社の給料負担額（給料総額）」と「会社の社会保険料（住宅積立金を含む）負担額」を合計した金額となります。今年の最低賃金、社会保険料の基数の最下限の変更により、人件費の最低限度額は4月1日を基準とすると約5.3%、5月1日を基準とすると約4.9%上昇することになりますが、前年の上昇率（約6.9%）と比較すると上昇率は大幅に縮小していることになります。

#### ■平均月額賃金と社会保険料基数の下限

最低限の社会保険料負担額	~2019. 3.31	2019.04.01~	2019.05.01~ (※3)
(前年の平均月額賃金)	(7,132 MB)	(7,832RMB)	(7,832 MB)
(社会保険料基数の下限)	(4,279 RMB)	(4,699 RMB)	(4,699 MB)
会社負担の社会保険料(31.5%)(※2)の最低限度額	1,348 RMB	1,480 RMB	1,292 RMB
会社負担の住宅積立金(7%)の最低限度額(※1)	170 RMB	174 RMB	174 RMB
会社の社会保険料(住宅積立金を含む)負担額	1,368 RMB	1,485 RMB	1,466 RMB

(※1) 住宅積立金の最低限度額は前々年度の最低賃金を基数として算出される金額となりますが、通常の雇用においては適用されることのない金額であるものと考えられるため、当年度の最低賃金を基礎として計算しております。

(※2) 労災保険は、業種によって料率が異なりますが、上記表中では、0.5%の料率を前提として計算しております。

(※3) 社会保険料率のうち、養老（年金）保険の料率については、2019年4月1日現在20%が適用されていますが、2019年5月1日より4%の料率の引き下げが予定されています。

#### (執筆者連絡先)

上海成和ビジネスコンサルティング(SSBC) / 税理士法人 成和 代表 渡辺基成

住所: 上海市長寧区延安西路1600号 禾森商務中心303室

電話番号: +86-21-5237-6737

E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>